

令和7年度におけるハンセン病問題に関する普及啓発の取組方針

ハンセン病問題に関する普及啓発の取組について、令和7年度においても、これまで同様、現地開催に加えてオンラインを併用したシンポジウムの開催など、各種取組において、オンラインやSNSを活用するなど、シンポジウムや啓発動画等の参加者が増加するために必要な工夫、取組を取り入れることとする。

また、「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」の結果を踏まえ、これまでの取組を検証し、更なる普及啓発の見直し、充実強化を図る。

なお、国立ハンセン病資料館の事業においても、PDCAサイクルの導入が求められていることから、来館者の声等を踏まえ、普及啓発の方法等を検討し、実施に取り組むものとする。

常設展示の見直しについては、検討会報告書に基づき、展示見直しの年次計画を立てるとともに展示見直し作業を具体的に進める。

1. 語り部機能の存続及び証言コーナー（証言者の映像・音声等）の充実

語り部に関する記録について活用を進めるとともに、各園の社会交流会館等の記録の保存について必要に応じて支援を行う。

後継者育成については、引き続き、協力者の確保、体験講話、団体向け語り部活動等の開催を行うとともに、語り部機能の継承に関する勉強会を開催し、回復者でない伝承者・説明員の育成等について取組を進める。さらに、新たな技術として、AIを活用した語り部の導入が可能かについても研究を行う。

また、資料館及び各社会交流会館の学芸員による元患者等からの証言の聞き取りをさらに進め、証言コーナーの充実を図るとともに、証言映像・音声等について、より一層普及が図られるよう、取組を進める。

2. 元患者及び元患者家族に対する偏見差別及びその体験の実態調査並びに元患者及び元患者家族の苦難等に関する普及啓発

ハンセン病元患者及び元患者家族に対する偏見・差別を解消するため元患者及び元患者家族が受けた偏見・差別の実態及びこれまでの生活実態や苦難などについて意見交換等を行い、展示、配布物、イベント等による普及啓発を行う。

また、普及啓発への更なる取り組みとして、学芸員による出張講座（希望によりオンラインでの対応含む）を拡大する。

3. 他の団体との連携強化

現在、検討・調整を進めている団体を始め、人権擁護、福祉、教育等の分野で活動している団体や、その他、企業や学校等へのアプローチを継続的に行い、資料館への訪問や学芸員による出張講座の受講を促進させる取り組みを実施する。

また、メディア向け勉強会を引き続き開催する等、新たな連携方法などについても検討を行う。

4. 今般の情勢に配慮した効果的な普及啓発の検討・実施

これまで同様、今般の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえながら、通信技術を活用したコミュニケーションツールを積極的に活用し、

- ・インターネットを介した資料館等の展示内容の発信
- ・オンライン会議システム等を活用した回復者やその家族と地域の触れ合いなど、限られた条件の中での効果的な普及啓発の手法について検討・実施する。

また、資料館内の案内板、展示解説、パンフレット等の外国語訳や視覚・聴覚等障害者向けの対応等を進めるとともに、ホームページについても、アクセシビリティを高める。

5. 対象者の認知度等に応じた取組の在り方に関する検討

「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」の結果を踏まえ、これまでの取組の検証をし、正しい理解を促すため、ターゲットを明確にしたイベントのテーマを決めるなどアプローチ方法の工夫等を行う。

また、より理解を深め、具体的な行動につなげていくため、提供資料（語り部動画、図書や音声記録など）の充実を図るとともに、関心を持った方同士が交流できる機会を設けることを検討する。

6. 地方公共団体の普及啓発事業に対する取組支援及び各療養所及び入所者自治会と地域住民との交流促進

地方公共団体が行うハンセン病問題に関する普及啓発等の取組に対し、支援を行うことにより、国内各地域において普及啓発を促進する。

また、各療養所及び入所者自治会が地域住民との交流を図ることを目的とした各種行事及び催物等に対して助成を行うことにより、地域住民と入所者との交流を進め、一般社会におけるハンセン病に対する偏見差別の解消を促進する。

7. ボランティア等との協同

ハンセン病問題の解決に向けて何らかの貢献を希望する者（ボランティア等）に対し、外国語通訳等への協力やボランティアガイドなど、インターンシップやボランティア登録制度の導入について検討する。

なお、ボランティア等がハンセン病問題に対する正しい知識を身につけるよう、学芸員が必要に応じて育成を支援するものとする。